

## 学校開放社会体育施設における感染拡大予防ガイドライン（大月市）

令和2年 6月10日

改訂 令和2年 7月15日

改訂 令和2年10月19日

改訂 令和3年 8月 1日

本ガイドラインは山梨県が示す「施設における感染拡大予防ガイドライン作成基準」（令和2年5月9日作成、令和2年11月26日改訂）に基づき、学校施設の開放における「3密の回避」の原則をはじめとする具体的な予防対策及び大月市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則（以下「規則」という。）における利用条件について教育委員会が策定し示すものである。

### 3 密の回避

#### 1. 換気設備の設置等（「密閉」の回避）

- 1-1 一人あたりの必要換気量を確保するため、換気設備（換気扇）のある施設については利用中常時稼働させ、換気扇が無く必要換気量が確保できない施設は、常時窓及び扉を全開にして必要換気量を確保することとする。ただし、天候により窓及び扉を常時全開にできない場合は、雨の吹き込みのない窓及び扉のみを30分に1回以上、5分程度全開し、必要換気量を確保すること。
- 1-2 常時換気により窓を開けるため、暗幕及びカーテンの利用は禁止とする。ただし、大会時に限り暗幕の使用を認めるが、1-1 ただし書きによる換気を実施すること。

#### 2. 施設内の混雑緩和（「密集」の回避）

- 2-1 施設利用団体の代表者（以下「代表者」という。）は利用者及び送迎・付き添いの保護者等（以下「利用者」という。）の制限などにより混雑度を管理すること。なお、体育館の利用人数は同一時間帯で最大50名とする。
- 2-2 大会・対外試合、イベントについては、閉校施設のみ可能とし、代表者が事前に開催（実施）要項を教育委員会へ提出し許可を得ること。なお、代表者は当該要項に基づく感染予防対策の計画及び来場者名簿を作成のうえ、管理を徹底すること。
- 2-3 人と人との十分な間隔を確保するとともに利用終了後は速やかに退出すること。

#### 3. 人と人との距離の確保（「密接」の回避）

- 3-1 最低1m（マスク着用の無い場合は2m）の対人距離を常時確保すること。
- 3-2 大声での発声や声援、歌唱は控えること。
- 3-3 密を避けるため、なるべく更衣室を利用しないよう運動ができる服装で入場すること。

## その他の感染防止対策

### 4. マスクの着用

- 4-1 利用者は入退出時必ずマスクを着用することとし、施設内においても可能な限りマスクを着用することとする。ただし、マスクを着けて運動をする場合には、身体への負荷及び脱水症状による熱中症等のリスクが著しく大きくなる可能性があるため、適度の休憩（人のいない所でマスクを外して）をとること。また、健康面での不安等がある場合には特に注意し、かかりつけ医の意見を踏まえて行うこと。

### 5. 手洗い・手指消毒

- 5-1 利用者は、利用開始前に持参した消毒液等で手指消毒を行い、トイレの利用後など、定期的に必ず手洗い又は手指消毒を実施すること。

### 6. 体調チェック

- 6-1 代表者は、利用者に対して発熱や軽度であっても風邪症状、嘔吐・下痢等の症状があれば入場しないように呼びかけるとともに、原則として、入口で利用者への体調確認を行い、体調不良の者がいる場合は利用しないこと。なお、利用中に発熱や軽度の風邪症状、嘔吐・下痢等の症状を発した場合についても同様に利用を取りやめ、集団感染が疑われるため、速やかに団体全員が退出すること。

### 7. トイレの衛生管理

- 7-1 利用者は、清潔を保つよう利用すること。

### 8. 休憩スペースのリスク軽減

- 8-1 休憩時には密にならないように注意し、距離を確保すること。

### 9. 清掃・消毒

- 9-1 利用者は、通常の清掃に加えて、各自で持参した消毒液等で施設の共用部分（備付用具、照明スイッチ、ドアノブ、水道蛇口、トイレ便座・水洗レバー等）を清拭消毒すること。
- 9-2 利用者は排出したゴミについて、全て持ち帰ること。

### 10. 利用者に対する利用制限

- 10-1 利用者は、規則第6条により教育委員会又は利用施設当該校に利用を認められた団体に限る。
- 10-2 10-1により利用を認められた団体であっても、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言及び蔓延防止措置の対象地域の在住者は利用を禁止する。
- 10-3 利用者以外の入場を禁止する。

- 10-4 利用者は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況や、国・県の対応状況によって、予告なく貸出中止、又は追加的な利用制限等を設ける場合があることを承知すること。
- 10-5 利用者は、近距離での人との接触を伴う活動は行わないこと。
- 10-6 利用者は、利用者同士が大声で会話しないように注意をすること。
- 10-7 利用後は、ミーティングや後の会をせず、すぐに帰宅すること。

## 11. 代表者の責任義務

- 11-1 代表者は、利用者へ本ガイドラインの周知徹底及び遵守について、その責を負うこととする。また、当該利用者全員へ速やかに連絡がとれる体制（氏名・住所・連絡先を確認）を確保すること。
- 11-2 競技種目に応じて、中央競技団体等が作成するガイドラインにも留意し、特に大会・対外試合、合同練習及びイベントについては当該ガイドラインに準じて行うこと。（公益財団法人日本スポーツ協会「新型コロナウイルス対応関連特集サイト」参照）
- 11-3 利用者に感染が発生した場合、又は保健所により濃厚接触者に認定された場合は、行政機関が行う指示・調査等への協力を行うとともに速やかに学校（閉校施設は教育委員会）へ連絡をすること。

## 12. 施設利用チェックシートの作成、確認

- 12-1 利用者は、教育委員会が本ガイドラインに基づき別に定めた感染防止策チェックシートを確認し、使用の日ごとに記入すること。

## 13. 新型コロナウイルス接触確認アプリの推奨

- 13-1 利用者は、積極的に厚生労働省が提供する接触確認アプリ（COCOA）をインストールし活用すること。

## 屋内外施設ごとの注意点

### 14. 屋内外施設共通

- 14-1 利用は1団体につき1日1回、週2回までとし、回数は市内小中学校で共有して数える。ただし、土日祝日の利用はその回数に数えない。  
(児童・生徒においては、体力に応じ無理のない範囲内の使用とする。)
- 14-2 施設開放時間は最大午後9時00分までとする。
- 14-3 その他詳細な利用制限等については、利用施設当該校の指示に従うこと。

### 15. 屋内施設（体育館・多目的室等）

- 15-1 昼間の利用は半日（8:30～12:00 又は 13:00～17:00）まで、夜間（18:30～）の利用は2時間までとする。ただし、利用施設が閉校施設の場合は1日（8:30～17:00）の利用を認める。

15-2 利用目的が地区行事（類するものを含む）の場合は 15-1 にかかわらず柔軟な利用を認めるが、必要最小限とすること。

## 16. 屋外施設（校庭・夜間照明）

16-1 1日（8:30～17:00）の利用を認める。ただし、夜間（18:30～）の利用は2時間までとする。

16-2 利用目的が地区行事（類するものを含む）の場合は 16-1 にかかわらず柔軟な利用を認めるが、必要最小限とすること。

**※14項、15項に関わる利用回数及び利用時間は、社会教育課で把握し、適切に指導します。**

**※本ガイドラインは新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況、社会状況、今後の知見の集積などにより、随時改定することがあり得ることに留意願います。**